

◎独立行政法人都市再生機構役員退職手当規程

(平成 16 年 7 月 1 日規程第 7 号)

最終改正 平成 30 年 1 月 1 日

(総則)

第 1 条 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の役員に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給対象)

第 2 条 退職手当は、役員が退職し、又は解任された場合にはその者に、役員が死亡した場合にはその遺族に支給する。ただし、役員が独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 23 条第 2 項の規定により解任された場合（同項第 1 号の規定により解任された場合を除く。）には、当該役員には退職手当は支給しない。

2 役員が退職手当の支給に係る一時差止及び返納等の取扱いについては、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退職手当法」という。）第 12 条第 1 項及び第 3 項並びに同法第 12 条の 2 第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 7 項並びに同法第 12 条の 3 第 1 項の規定を準用する。この場合において、第 12 条第 1 項中「職員」とあるのは「役員」と、第 12 条の 2 第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 7 項並びに第 12 条の 3 第 1 項中「各省各庁の長」とあるのは「理事長」と、第 12 条の 2 第 1 項中「公務」とあるのは「機構業務」と読み替える。

(退職手当の額)

第 3 条 退職手当の額は、在職期間 1 月につき、役員が退職し、解任され、又は死亡した日（以下「退職等の日」という。）におけるその者の本給月額に 100 分の 10.4625 の割合を乗じて得た額に、国土交通大臣が 0.0 から 2.0 の範囲内で機構の業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率（以下「業績勘案率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、第 5 条後段及び第 6 条第 1 項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1 月につき、退職等の日における当該異なる役職ごとの本給月額（国家公務員（退職手当法第 2 条第 1 項に規定する者をいう。以下同じ。）として在職した期間にあっては、当該国家公務員として在職した者の国家公務員を退職した日における俸給月額を勘案して理事長が別に定める額）に 100 分の 10.4625 の割合を乗じて得た額に業績勘案率の割合を乗じて得

たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数(以下本条において「端数」という。)を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 前条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の場合の取扱)

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(国家公務員として在職した者の取扱い)

第6条 役員のうち、機構の要請に応じ、引き続き国家公務員となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員として引き続き在職したものとみなす。

2 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合におけるその者の役員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

3 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、若しくは解任され、かつ、引き続き国家公務員となった場合においては、退職手当は支給しない。

4 第2項の規定に該当する役員が退職し、解任され、又は死亡した場合(前項の規定に該当する場合を除く。)の退職手当の額は、当該退職等の日において、引き続き国家公務員となり、即日国家公務員として退職したものと仮定して、第2項に規定する役員としての引き続きいた在職期間を退職手当法第7条第1項に規定する在職期間とみなして同法の関係規定の例により計算した額とする。この場合において、当該退職の日における俸

給月額を基礎に、当該退職し、解任され、又は死亡した者の役員としての引き続きいた在職期間を勘案して理事長が別に定める額とする。

(退職手当の支給)

第7条 退職手当は、法令等に基づきその役員の退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を、業績勘案率が決定した日以後遅滞なく支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次項に規定する暫定業績勘案率を基に第3条を準用して算出する退職手当の額以内の額（以下「暫定退職手当額」という。）を、役員の退職等の日以後に支給することができる。この場合において、第3条中「国土交通大臣が0.0から2.0の範囲内で機構の業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率」とあるのは「第7条第3項に規定する暫定業績勘案率」と読み替える。

3 暫定業績勘案率は、理事長が役員の在職中の業績をもとに算定した数とする。

4 第2項の規定により暫定退職手当額が支給された場合は、当該暫定退職手当額は第1項の規定により支給する退職手当の額（以下この項において「決定支給額」という。）の概算払とみなし、業績勘案率が決定した日以後遅滞なく決定支給額と当該暫定退職手当額の差額を精算する。

(遺族の範囲及び順位)

第8条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

二 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で役員の死亡時主としてその収入によって生計を維持し又は生計を共にしていた者

三 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で前号に該当しない者

2 退職手当の支給を受ける順位は、前項各号の順位により、同項第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にし、その他の親族については、役員との親等の近い者を先順位とする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた 100 円未満の端数は、これを 100 円に切り上げるものとする。

(実施細則)

第10条 退職手当の支給手続きその他この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 機構設立の際、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団（以下「公団」という。）の役員であった者で、引き続き機構の役員に任命された者（以下「再任役員」という。）の第 4 条に規定する在職期間の算定については、公団の役員であった期間を機構の在職期間とみなす。
- 3 平成 16 年 1 月 1 日（以下「基準日」という。）の前日に現に公団の役員として在職していた再任役員（次項に定める役員を除く。）が退職し、解任され、又は死亡した場合（以下「退職等した場合」という。）の退職手当の額は、第 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
 - 一 退職等の日における本給月額（基準日から退職等の日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、基準日の前日に現に在職する役職の当該退職等の日における本給月額。次項第 2 号において同じ。）に任命の日から基準日の前日までの在職期間 1 月につき 100 分の 28 の割合を乗じて得た額（基準日の前日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職等の日における当該異なる役職ごとの本給月額に基準日の前日までの異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。） 1 月につき 100 分の 28 の割合を乗じて得た額）
 - 二 退職等の日における本給月額に基準日から平成 16 年 6 月 30 日までの在職期間（以下「公団役員在職期間」という。） 1 月につき 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額に、評価委員会が機構の平成 16 年度の業績に応じた業績勘案率の取扱方針を準用して決定する率（以下「公団役員適用勘案率」といい、本号、第 4 項第 3 号及び第 6 項において、当該率を公団の役員の業績勘案率とみなして適用する。）を乗じて得た額
 - 三 退職等の日における本給月額に平成 16 年 7 月 1 日から退職等の日までの在職期間（以下「機構役員在職期間」という。） 1 月につき 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額に業績勘案率を乗じて得た額（機構役員在職期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職等の日における当該異なる役職ごとの本給月額に機構役員在職期間における

役職別期間 1 月につき 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額に業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額)

4 平成 14 年 4 月 1 日の前日に現に公団の役員として在職していた再任役員が退職等した場合の退職手当の額は、第 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、第 3 条の規定による退職手当の額が次の各号に掲げる額の合計額を上回るときは、当該上回る額とすることができる。

一 平成 14 年 4 月 1 日の前日における本給月額に任命の日から平成 14 年 4 月 1 日の前日までの在職期間 1 月につき 100 分の 36 の割合を乗じて得た額 (平成 14 年 4 月 1 日の前日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、平成 14 年 4 月 1 日の前日における当該異なる役職ごとの本給月額に平成 14 年 4 月 1 日の前日までの役職別期間 1 月につき 100 分の 36 の割合を乗じて得た額)

二 退職等の日における本給月額に平成 14 年 4 月 1 日から基準日の前日までの在職期間 1 月につき 100 分の 28 の割合を乗じて得た額 (平成 14 年 4 月 1 日から基準日の前日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職等の日における当該異なる役職ごとの本給月額に平成 14 年 4 月 1 日から基準日の前日までの役職別期間 1 月につき 100 分の 28 の割合を乗じて得た額)

三 退職等の日における本給月額に公団役員在職期間 1 月につき 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額に公団役員適用勘案率を乗じて得た額

四 退職等の日における本給月額に機構役員在職期間 1 月につき 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額に業績勘案率を乗じて得た額 (機構役員在職期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職等の日における当該異なる役職ごとの本給月額に機構役員在職期間における役職別期間 1 月につき 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額に業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額)

5 再任役員が退職等した場合の附則第 3 項第 1 号並びに前項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき算定される退職手当の額については、第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、当該役員が退職等した日以後に支給することができる。この場合において、当該支給額は、第 7 条第 2 項に規定する暫定退職手当額の内払とみなす。

6 都市基盤整備公団を退職し、解任され、又は死亡した役員のうち、都市基盤整備公団役員退職手当規程 (平成 11 年都市基盤整備公団規程第 7 号) 第 6 条に規定する特別の事情がある場合に該当するものとして、基準日か

ら平成16年6月30日までの間の在職期間に対応する退職手当が支給されていない者について、当該期間に対応する退職手当の額として、退職等の日における本給月額に基準日から退職等の日までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に公団役員適用勘案率を乗じて得た額を支給する。

7 附則第3項、第4項及び前項の場合において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の合計月数が第4条第1項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、各在職期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の在職期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

8 附則第3項第1号並びに附則第4項第1号及び第2号の規定による退職手当の額は、その者の職務実績に応じ、理事長がこれを増額し、又は減額することができる。

附 則

この規程は、平成17年7月13日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年3月26日から施行し、同日以降退職し、解任され、又は死亡した（以下「退職等した」という。）役員の退職手当について適用する。

2 この規程による改正後の第3条の規定の適用については、同条中「100分の87」とあるのは、この規程の施行の日から平成25年9月30日までの間において退職等した役員の退職手当については「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間において退職等した役員の退職手当については「100分の92」とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。